

会 員 代 表 者 各 位

証券会員制法人札幌証券取引所

理事長 伊 藤 義 郎

### 取引時間の一部見直しに伴う「業務規程」等の一部改正について

本所は、別紙のとおり「業務規程」等の一部改正を行い、本所が定める日から施行しますので、御通知いたします。

今回の改正は、本所は、市場開設者として幅広い投資者層の取引機会を拡大する観点から、取引時間の延長について検討してまいりました。しかしながら、立会市場の午前立会の開始時間や午後立会の終了時間を変更することや現在の午前立会及び午後立会とは別に夜間における立会市場を創設することにより取引時間を延長することについては、その影響が広範囲かつ甚大であり、現状では実施が困難であることから、午前立会と午後立会の間（昼休み）について何らかの対応を実施することが適当と考えます。今般、昼休みを完全に撤廃するのではなく、当該枠組みを一定程度維持しながら、昼休みを短縮することにより取引時間の拡大を図ることといたします。

具体的には、株券（新株予約権証券及び投資信託受益証券を含む。以下同じ。）及び転換社債型新株予約権付社債券に係る立会市場について、午前立会と午後立会の取引時間のバランスも考慮し、現行の午前立会終了時間である午前 1 1 時 0 0 分を午前 1 1 時 3 0 分とするなど、所要の改正を行うものです。

改正の概要は、以下のとおりです。

#### I 改正概要

##### 1. 取引時間の一部見直し

- ・ 株券に係る立会市場の取引時間について、午前立会の売買立会時を、午前 9 時から午前 1 1 時 3 0 分までとします。
- ・ 転換社債型新株予約権付社債券に係る立会市場の取引時間について、午前立会の売買立会時を、午前 9 時から午前 1 1 時 3 0 分までとします。
- ・ 立会外取引の終値取引及び価格交渉取引について、午前立会終了後の取引時間を、午前 1 1 時 3 0 分から午後 0 時 3 0 分までとします。

## II. 施行日

本所が定める日から施行します。

ただし、業務規程第60条及び立会外取引に関する業務規程、信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の特例の施行規則第6条につきましては、平成23年5月9日から施行します。

※取引時間延長の具体的な実施日につきましては、「取引時間の一部見直しの実施の延期について」（平成23年4月8日付会員通知第21号）でお知らせしましたとおり、本年秋を目途とすることとし、改めてご通知申し上げます。

以 上

# 取引時間の一部見直しに伴う「業務規程」等の一部改正新旧対照表

## 目 次

	(ページ)
1. 業務規程の一部改正新旧対照表 .....	1
2. 立会外取引に関する業務規程、信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則 の特例の一部改正新旧対照表 .....	3
3. 立会外取引に関する業務規程、信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則 の特例の施行規則の一部改正新旧対照表 .....	4

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(売買立会の区分及び売買立会時)</p> <p>第2条 本所の売買立会は、午前立会及び午後立会に分ち、各売買立会時は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券（新株予約権証券及び投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）を含む。第56条及び第57条を除き以下同じ。）</p> <p>午前立会は、午前9時から<u>11時30分</u>までとし、</p> <p>午後立会は、午後0時30分から3時30分までとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 転換社債型新株予約権付社債券</p> <p>午前立会は、午前9時から<u>11時30分</u>までとし、</p> <p>午後立会は、午後0時30分から3時30分までとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(売買立会の区分及び売買立会時)</p> <p>第2条 本所の売買立会は、午前立会及び午後立会に分ち、各売買立会時は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券（新株予約権証券及び投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）を含む。第56条及び第57条を除き以下同じ。）</p> <p>午前立会は、午前9時から<u>11時</u>までとし、</p> <p>午後立会は、午後0時30分から3時30分までとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 転換社債型新株予約権付社債券</p> <p>午前立会は、午前9時から<u>11時</u>までとし、</p> <p>午後立会は、午後0時30分から3時30分までとする。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(内閣総理大臣への報告)</p> <p>第60条 法第131条の規定による本所の市場における毎日の総取引高等の内閣総理大臣への報告は、<u>電子情報媒体を通じて行うものとする。ただし、電子情報媒体の稼動に支障が生じた場合その他本所がこれにより難いと認め</u><u>た場合は、</u>書面により行う。</p> <p>付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成23年5月9日から施行する。</p>	<p>(内閣総理大臣への報告)</p> <p>第60条 法第131条の規定による本所の市場における毎日の総取引高等の内閣総理大臣への報告は、書面により行う。</p>

2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、  
売買システムの稼働に支障が生じた場合その  
他やむを得ない事由により、改正後の規定に従  
い売買を行うことが適当でないと本所が認め  
る場合には、平成23年5月9日以後の本所が  
定める日から施行する。

立会外取引に関する業務規程、信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則  
の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(立会外取引の方法)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 立会外取引による売付け及び買付けの申込時間(第5条の2第1項の申込を除く。)は、午前8時30分から9時まで、<u>午前11時30分</u>から午後0時30分まで及び午後3時30分から5時までとする。</p> <p>3～6 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成23年5月9日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定に従い有価証券の売買を行うことが適当できないと本所が認める場合には、平成23年5月9日以後の本所が定める日から施行する。</p>	<p>(立会外取引の方法)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 立会外取引による売付け及び買付けの申込時間(第5条の2第1項の申込を除く。)は、午前8時30分から9時まで、<u>午前11時から</u>午後0時30分まで及び午後3時30分から5時までとする。</p> <p>3～6 (略)</p>

立会外取引に関する業務規程、信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則  
の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(終値取引の値段)</p> <p>第5条 立会外取引特例第6条に規定する本所 が定める値段は、次の各号に定める値段とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>午前11時30分</u>から午後0時30分 まで 当日の午前立会における売買立会による 売買の普通取引における最終値段又は前場 の売買高加重平均価格。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(終値取引の値段)</p> <p>第5条 立会外取引特例第6条に規定する本所 が定める値段は、次の各号に定める値段とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>午前11時</u>から午後0時30分まで 当日の午前立会における売買立会による 売買の普通取引における最終値段又は前場 の売買高加重平均価格。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(価格交渉取引の値段)</p> <p>第5条の3 立会外取引特例第6条の2第2項 に規定する本所が定める値段は、次の各号に定 める値段とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前(1)に定める値段のほか、売買高 加重平均価格を基準とした取引の成立を保 証することを目的とする手数料相当額を売 買高加重平均価格に加減した値段による対 当取引(顧客の委託による売付け又は買付け に自己の計算による買付け又は売付けを対 当させる取引に限る。)の場合は、次のaか らcまでに掲げる取引時間の区分に応じ、当 該aからcまでに定める値段。この場合にお いて、当該値段は、1円の1万分の1の整数 倍とし、売買代金は、円位未満の端数を切り 捨てるものとする。</p> <p>a (略)</p> <p>b <u>午前11時30分</u>から午後0時30分</p>	<p>(価格交渉取引の値段)</p> <p>第5条の3 立会外取引特例第6条の2第2項 に規定する本所が定める値段は、次の各号に定 める値段とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前(1)に定める値段のほか、売買高 加重平均価格を基準とした取引の成立を保 証することを目的とする手数料相当額を売 買高加重平均価格に加減した値段による対 当取引(顧客の委託による売付け又は買付け に自己の計算による買付け又は売付けを対 当させる取引に限る。)の場合は、次のaか らcまでに掲げる取引時間の区分に応じ、当 該aからcまでに定める値段。この場合にお いて、当該値段は、1円の1万分の1の整数 倍とし、売買代金は、円位未満の端数を切り 捨てるものとする。</p> <p>a (略)</p> <p>b <u>午前11</u>から午後0時30分まで</p>

まで

第5条第1項第2号に規定する前場の  
売買高加重平均価格に顧客との間であら  
かじめ定めた手数料相当額を加減して得  
た値段

c (略)

(立会外終値取引における順位)

第6条 立会外取引特例第7条第1項第3号に  
規定する本所が定める順位は、次の各号に定め  
るところによる。

(1) ~ (3) (略)

#### 付 則

- 1 この改正規定は、平成23年5月9日から施  
行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、  
売買システムの稼働に支障が生じた場合その  
他やむを得ない事由により、改正後の規定に従  
い売買を行うことが適当でないと本所が認め  
る場合には、平成23年5月9日以後の本所が  
定める日から施行する。

第5条第1項第2号に規定する前場の  
売買高加重平均価格に顧客との間であら  
かじめ定めた手数料相当額を加減して得  
た値段

c (略)

(立会外終値取引における順位)

第6条 立会外取引特例第7条第3号に規定す  
る本所が定める順位は、次の各号に定めると  
ころによる。

(1) ~ (3) (略)